「福岡県空き家活用サポートセンター」について

福岡県では、空き家の発生をこれまで以上に抑制していくため、市町村及び関係団体と連携して空き家の掘り起こしと所有者に対して処分や利活用の働き掛けを行う新たな機関として、「空き家活用サポートセンター(SC)」を設置しました。

■「空き家活用サポートセンター(SC)」のイメージ

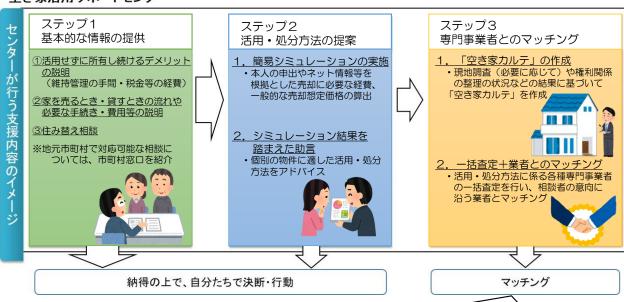


相談

(窓口訪問、電話、メールなど) 空き家活用サポートセンター 窓 ロ

(県内各地で実施) 出張相談会・セミナー

空き家活用サポートセンター





売却

必要に応じてリフォーム等

活用

賃貸(住宅、カフェ、福祉施設等)

解体

解体後土地売却等

事前予防

遺言書の作成、事前贈与等



→ 宅建業者等



→ 各種専門業者

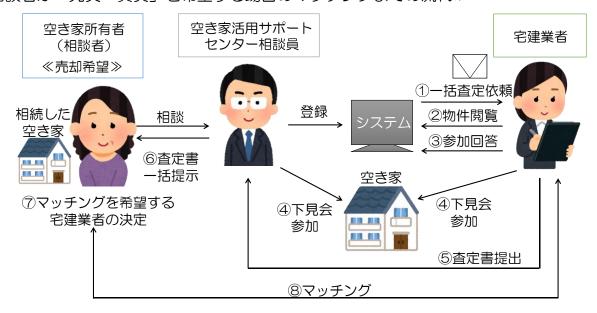


→ 解体工事業者 家財整理業者等

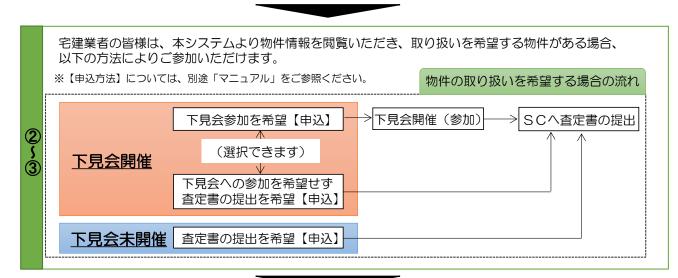


→ 司法書士 家財整理業者等

≪相談者が「売買・賃貸」を希望する場合のマッチングまでの流れ≫



① サポートセンターから本システムを通じて、宅建業者の皆様へ一括査定依頼(新規物件登録)のメールを送信します。



下見会への参加(※下見会の開催方法の詳細については作成中のため、別途お知らせする予定としております。) 〇相談者(立会ができない場合有)、SC相談員、宅建業者にて下見会を開催します。

4 O下見会について

時間 : 1~2時間程度(物件によって異なります。)

・下見会の際、相談者の方とお話しいただくことができますが、SC相談員も立会いとなります。 (ただし、「売買価格の提示」はお控えください。)

サポートセンターへ査定書を「郵送またはメール」にてご提出ください。

⑤ 〇提出期限 : 上記③の申込を行う際に提示を行います。

〇提出書類 : 査定書・誓約書・自社の業務概要などPRできる資料(例:パンフレット) 等

○その他 : 査定書の書式は任意で構いません。

6

サポートセンターが相談者へ査定書を一括提示し、相談者が査定書をもとに、マッチングしたい宅建業者を 選定し、サポートセンターを経由してマッチングとなります。